

会員規約

株式会社イトマンスポーツスクール(以下「当社」)の会員規約を以下の通り定め、本サービスを利用される方は、本規約を承諾し、遵守いただくことを前提とします。

第1条(定義)

「本施設」

当社自らまたは第三者からの受託により管理・運営するスポーツクラブ・スイミングスクール等に使用される施設等のうち、当社が定めるもの、また、当社が主催するイベントその他の活動において当該活動に使用される施設その他の活動場所で都度当社が定めるものを含みます。

「会員」

本規約に従って入会した個人及び法人をいい、法人会員の個人を含みます。

「利用者」

有料または無料体験、レッスン参加者をいい、会員外で本施設を利用するものをいいます。

「来館者」

会員または利用者の保護者・付き添い者・介助者・見学者等表現を問わず、本施設への来館者をいいます。

第2条(適用)

本規約は、本スクールの会員が本スクールを利用するにあたり、当社と全ての会員との間に適用されるものとします。

第3条(運営)

1. 運営の目的

会員及び利用者が各スクール活動を通じて正しいスポーツマンシップを身に着けると共に、文化教育活動を通じて心・知・体の総合的な人間力を育むことを目的とし、イトマンスポーツスクールの企業理念である「独立自尊の社会・世界に貢献する人財を育成する」の実現を目指します。

2. 運営管理

当社は本施設において会員または利用者の安全及び衛生並びに本スクールの適切な運営管理のために、会員または利用者・来館者に対して必要な指示を行うことができ、会員または利用者・来館者はこれに従うものとします。

第4条(会員制)

1. 本スクールは会員制とします。
2. 会員の施設利用範囲、指導サービス内容、利用料、利用方法については別に定めます。
3. 会員は、スクールによってはその種目の性質上少なからず危険を伴うものであることを認識し、自己の健康管理に努めると共に、自身の体調に応じて適切な施設の利用を行うものとします。

第5条(入会資格)

1. 本スクールへの入会資格を以下の通り定めます。

- 1) 本規約をご承諾いただける方
- 2) 各スクールの入会に必要な手続きが不備なく完了している方
- 3) 医師による運動制限を受けていない、或いは本スクールの利用に問題がないと医師、または然るべき資格を有する者から許可を受けた方
- 4) 伝染性又は感染症の疾病を有していない方
- 5) 指定の会費を指定の時期に納めていただける方
- 6) 刺青(タトゥーを含む)をしていない方
- 7) 本スクールの入会年齢に達している方
- 8) 入会者及び入会希望者が未成年の場合は保護者や付添人が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、又はその関係者、その他反社会的勢力ではない方
- 9) 過去に当社の各種スクールの入会金、事務手数料、月会費、利用料等未払い債務のない方
- 10) 過去に当社の各種スクール又は各種イベント、有料無料体験・レッスンその他当社の提供サービスに於いて、利用の停止、または除名処分を受けていない方
- 11) 過去に入会取消処分を受けていない方

12)前各号の他、当社が入会適当と判断された方

第6条(入会手続き)

1. 本スクールに入会を希望する者は(以下「入会希望者」といいます)は、当社 WEB サイト及び窓口にて提示した会員規約を確認・同意いただいた上で、各スクールの定める所定の申込方法により入会申込を行い、当社が承諾したときに入会したものとします。
2. 入会希望者が未成年の場合、親権者の同意を得た上でお申込みをいただき、親権者は未成年に代わり会員として責任を負うものとします。
3. 入会希望者は、各スクールの定める申込用紙へ記載不備及び虚偽なく正確に申告するものとします。
4. 入会希望者は、入会時に申告した内容について、入会した後に変更が生じた場合は、速やかに変更事項を当社へ申告するものとします。

第7条(会費等の支払い)

1. 入会希望者は、各スクールの入会時に必要となる費用を当社の定める支払い方法に応じて支払うものとします。
2. 各スクールの定める入会金、年会費、事務手数料、月会費、利用料、指定教材等の金額は当社の判断で変更することができるものとします。また、変更時の告知方法は当社の WEB サイト、本施設への掲示、会員案内サイトでの配信などにより告知を行うものとします。
3. 入会金は、当社が入会を承諾しなかった場合は発生しません。
4. 入会時にいただいた諸費用は、本スクール利用の有無に関わらず如何なる場合も返金しないものとします。

第8条(入会取消)

1. 当社は、会員が入会手続き後に以下の各号に該当すると判明或いは判断した場合、入会を取り消すことができます。
 - 1) 第5条に定める入会資格に反していることが判明した場合
 - 2) 入会申込に虚偽の申告をしていることが判明した場合
 - 3) 入会申込時に重大な事実を隠匿していたこと判明した場合

第9条(会員資格・会員証)

- 1) 会員は、会員としての資格、権利等を他の会員又は第三者に譲渡することはできません。
- 2) 会員は、自らの会員証を第三者に貸与または共有することはできません。
- 3) 会員は、本施設来館の際には会員証を持参し、必要な入館受付を行うものとします。
- 4) 会員証紛失時には、速やかに本施設へ申し、再発行の手続きを行うものとします。また、その際に必要な再発行手数料は会員が負担するものとします。

第10条(禁止事項)

1. 会員又は利用者、来館者は以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。
 - 1) 所定の場所以外での飲食
 - 2) 駐車場を含む敷地内での喫煙
 - 3) 酒気を帯びたままでの本スクールの利用及び本施設への立ち入り
 - 4) 許可なく本施設、又は本施設内設備の長時間の独占行為
 - 5) 本施設への危険物の持ち込み
 - 6) 盲導犬、介助犬以外のペットの連れ込み
 - 7) 建物、設備、備品、車両等を毀損又は汚損する行為
 - 8) 賭博行為、勧誘、セールス活動、宗教活動及びその他当該行為に類似する行為及びそのおそれのある行為
 - 9) 当社及び対象者の許可のない写真、ビデオ、携帯その他録音・録画機能付き器機の使用
 - 10) 当社、当社従業員、他の会員又は第三者に対する誹謗中傷、暴力行為又は示威的行動その他一切の迷惑行為
 - 11) 本施設の損壊又はそのおそれのある行為
 - 12) 当社の名誉又は信用を毀損し、又はそのおそれのある行為
 - 13) 公序良俗に反する行為
 - 14) 当社より既に回答があったにも関わらず、同様の意見・要望を繰り返し、当社従業員に対し長時間或いは執拗に説明、回答、面談、連絡等の要求を繰り返し、又は書面による交付を求めるなどの業務妨害行為
 - 15) 本規約に違反する行為

第11条(除名及び利用禁止)

1. 当社は会員又は利用者・来館者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、会員を除名し、又は施設の利用を禁止することができます。
 - 1) 第5条の入会資格から逸脱或いは違反していることが判明した場合
 - 2) 第8条または第10条に定めるいずれかの行為を行った場合
 - 3) 支払うべき月会費、利用料、年会費、教材料等の費用を滞納した場合
2. 除名及び利用禁止通告は口頭、或いは書面により行い、その効力は口頭の場合は通告時より、書面による場合は配達記録付郵便の配達日から有効とします。会員又は利用者・来館者が虚偽の住所を申告していた等の理由により郵便物が通達されなかった場合も、通常に要する配達日を以て通達したものとします。

第12条(会員資格の喪失)

会員は死亡した場合は当然に退会となります。その場合、月会費の発生は死亡日の属する月末日までとします。

第13条(休会及び退会)

会員は所属するスクールを休会または退会する場合、所属する各スクールの定める申し込み方法にて手続きするものとします。

必要な手続きが行われなかった場合には、所属するスクール利用の有無に関わらず当然に月会費を支払うものとします。休会費が発生する場合、その費用は所属するスクール毎に金額・支払い方法を定めます。

第14条(個人情報)

1. 当社は会員及び利用者から取得した個人情報については、当社の個人情報保護方針に基づき適切に利用・管理します。
2. 当社は、会員及び利用者から取得する個人情報については、以下の目的に利用させていただきます。
 - 1) 当社からの施設営業等に関する緊急のご連絡
 - 2) 当グループからの重要なお知らせのご連絡
 - 3) 当グループからのキャンペーンやイベント等に関する情報のご案内
 - 4) 各スクールの皆勤や進級、競技会等における会員の努力成果を称する場合上記以外の目的で個人情報をお伺いする際は、その利用目的を都度お知らせいたします。
3. 個人情報の第三者への開示について、当社は以下の場合を除きいかなる第三者にも開示いたしません。
 - 1) ご本人の同意がある場合
 - 2) ご本人からのお問い合わせ等の内容から当社の関連会社や代理店等からの回答、または対応することが適切と当社が判断した場合。
 - 3) ご本人に提示した収集目的の実施のために、事前に機密保持契約を締結した業務委託や協力企業に対して開示する必要がある場合。
 - 4) お客様が当施設内で事故や怪我等をされ、ご本人の意思が確認できない場合で、医療機関や消防・警察機関へ緊急に開示する必要がある場合。
 - 5) 商品の購入や有料サービスのご利用等でその代金決済のため金融機関等に個人情報を開示する必要がある場合
 - 6) ご本人個人を識別できない状態(統計的資料)で開示する場合。
 - 7) 法令または指針・ガイドライン等により第三者への開示が認められている場合。
4. 個人情報の管理について当社にご提供いただいた個人情報を適切に管理し、不当なアクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等に対する予防予知及び安全対策を講じます。
また、個人情報保護と適切な取り扱いに関する社内教育を継続して実施してまいります。
5. 会員及び利用者は、提供した個人情報に変更がある場合には、速やかに本スクールに通知するものとします。

ナガセグループプライバシーポリシーは以下をご確認ください

<https://www.itoman-s.com/privacypolicy/>

第15条(施設・スクールの廃止)

1. 当社は自然災害、火災、施設改修もしくは補修その他やむを得ない事由により、本施設及び本スクールの営業を停止する場合があります。

2. 当社は当社の判断により、当社の管理運営する施設を閉店・閉鎖することができます。
3. 当社は当社の判断により、各スクールの営業を廃止することができます。
4. 上記各号において、当社は故意または重大な過失がない限りの責任を一切負わないものとします。
5. 当社は上記各号の重要事項については、予め会員に対し告知を行うものとします。

第16条(利用制限)

会員及び利用者が妊娠された場合、母体の安全確保を最優先するため、ご利用を制限、又は利用範囲を制限させていただくことがあります。

第17条(免責)

1. 当社は、本施設内において、会員・利用者・来館者に生じた疾病・盗難・車両事故等については、一切免責されるものとします。
2. 当社は、本施設内において、会員・利用者・来館者間において発生したトラブル・損害等については、一切免責されるものとし、当該当事者間の責任において解決するものとします。
3. 上記各号に関わらず、当社の故意または重大な過失によって会員に損害が生じた場合には、当社はその責任を免責されるものではありません。
尚、当社の過失により会員・利用者・来館者に生じた損害は、当社の付保する保険の範囲(保険を付保していない場合は、通常生じる損害)に限定されるものとします。

第18条(規約の改定)

1. 当社は、会員・利用者の事前の承諾を得ることなく本規約を改定することができ、会員・利用者は予めこれに同意するものとします。
2. 当社は本規約を改定した場合は、当社WEBサイト・本施設内掲示・会員案内サイトなど合理的な方法により通知します。
3. 本会則の改定・変更の効力は、全ての会員・利用者・来館者に及ぶものとします。

第19条(合意管轄)

本規約に関して紛争が生じた場合は、当社本社機能を有する所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意裁判所とします。

第20条(細則)

本規約に定めのない事項及び必要な事項は別途細則に定めるものとします。

第21条(附則)

2022年11月1日を以て、本規約を適用するものとし、それ以前の会員規約は廃止するものとします。

2022年11月1日
株式会社イトマンスポーツスクール